

和4年第7回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年7月7日(木) 13時26分から14時24分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (19名)

会長	19番	原	心一						
会長職務代理	2番	山崎	彰	3番	小松	和啓			
委員	1番	山内	茂	4番	藤原	新市	5番	堤	昭雄
	6番	竹村	純吉	7番	三谷	富重	8番	西村	広幸
	9番	三木	克司	10番	岡本	博臣	11番	竹平	豊久
	12番	西岡	久	13番	森田	良彦	14番	上島	陽子
	15番	五百蔵	純太	16番	門脇	義人	17番	岡田	修一
	18番	宗石	大輔						

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	非農地証明願いについて
	第3号	下限面積の設定について
	第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第5号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第7号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第8号	香美市農業委員会農地転用届事務処理規則の改正について
	第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島	進
事務局次長	岡村	昭彦
事務局係長	川村	周作
農地主事	森本	宏
農地係長	沖	好子

7. 会議の概要

事務局	開会(13時26分) 皆さん、こんにちは。ただ今から令和4年第7回農業委員会総会を開催いたします。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。
議長	はい、皆さん、こんにちは。今日は皆さん方それぞれお忙しい中集まっていたいただきました。有難うございます。台風4号もですね、こっちの方、香美市についてはですね、あまり被害は無かったと聞いてますが、須崎の方ではです

ね、前回は昨年と言いましたか、ミョウガのハウスの中、水が入って修理をしてやっと1年目で今年から作付けができると思っておった農家がですね、また今年も同じような、ハウスの中まで土砂が入ってきたり、水が入ったりして、今はミョウガは全部ベット栽培してますので、なかなか復旧は難しいというか簡単にできそうな修理も結構お金がかかるということですね、まあ、大変苦勞をしゆう農家の人もおいでというふうに聞いてます。今度の台風は兩台風ということで、風は全然影響無かったですが、私も朝方っていうか、その朝方に大雨が降っておったのは記憶をしちゅうだけで外へ出ていきませんでしたので、ハウスの中もそんなに被害は無かったんで良かったなあというふうに思ってます。それぞれ皆さん方ご苦勞もあろうかと思ひますけども、またコロナもですね、最近になってすごくまた人数が増えておりまして、心配をするところもあるわけですが、これから先、暑い時期になってですね、野菜全般が、どう言いますか、品不足になったり、また暑さで傷んだりっていうふうなことになるかと思ひます。それか皆さん方も十分に管理をされまして、また早い稲刈りももうすぐ始まるかというふうな時期になっておりますので農作業にもですね、十分に体調の心配をしながらですね、励んでいただきたいというふうに思ってますので、よろしくお願ひをします。自分の体をですね、自分で体調管理をしながらですね、過ごしていただきたいというふうに思っていますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

本日の定例会を開催致したいと思ひますが、今日はですね、議案書等に訂正はありません。本日の議事録署名人につきまして竹村委員、三谷委員にお願ひをしますのでよろしくお願ひをしたいと思います。なお、本日は全員出席をいただいておりますので、欠席者は無しということで進めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひを致します。

事務局

資料の確認を先にしたいと思います。

まず議案書ですね、それと写真資料、それと利用権設定等申出書、これが横ですね。それと農地法第3条調査書、縦の分です。それと香美市農業委員会農地転用届事務処理規則ということで縦の分があると思ひます。それと農地利用の最適化推進意見交換会ということで横の分です。それと資料として写真資料、それと皆さんの机に身分証明書を置いてると思ひますので、また確認をお願ひします。それと駐車場ということで来月からの分ですが、お願ひということで香北の駐車場の使用ということでこの分があると思ひます。以上です。ひよっとこの手帳をまだ貰ってない方がおりましたらまたこちらへ言ってもらったらお渡しできます。ひよっと資料が無いという方おられますかね。大丈夫ですかね。はい。

議長

その駐車場は何台まで置けるが。

事務局

後からまた説明します。

議長

それでは本日の会へ入って行きたいと思ひます。議案に沿ひまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、説明をお願ひします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田字リアンブン1092番1、地目は畑、面積は806㎡、外2筆、計3筆で合計面積1,345㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は7,703㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲渡理由は経営規模拡大、資料は1、10a当たり624,609円で総額840,099円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田字リアンブン1092番3、地目は畑、面積は12㎡、外2筆、計3筆で合計面積256㎡、譲

渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は 7,703 m²、譲渡理由は相手方の要望、譲渡理由は 経営規模拡大、資料は 2、10 a 当たり 624,609 円で総額 159,900 円です。

3番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町杓ノ木字大門139番、地目は田、面積は198m²、外2筆、計3筆で合計面積624m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,478.63m²、譲渡理由は相手方の要望、譲渡理由は隣接地の取得、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町猪野々字井ノソ東サコ1365番、地目は田、面積は135m²、外13筆、計14筆で合計面積2,250.91m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は947m²、譲渡理由は贈与(その他)、譲渡理由は受贈(その他)、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相字ハシガ谷1955番1、地目は田、面積は199m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は131,891.88m²、譲渡理由は相手方の要望、譲渡理由は経営規模拡大、資料は5、10 a 当たり 300,000 円で総額 59,700 円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長 以上、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。議案第1号につきましてご質問がある方は挙手をお願いしたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

すいません、申請番号5番の■■■■さんの買われた土地ですが、これもやっぱり榎の木を植えるがですか。

事 務 局 事務局から補足説明をします。■■■■さんの方はまた榎をですね、植えるようにしてまして、その周辺には住宅、宅地とかは無くてですね、その隣接地については息子さんの所有の農地が北側にありますが、韭生野で問題があったような住宅、宅地の近くに榎を植えるようなことでは無いのでそれは確認しております。以上です。

議 長 息子さんというのは■■■■さん、売られる方の息子さん。

事 務 局 いえ、■■■■さんの息子さんの名義の土地になってます。

議 長 それは何を作っちゅう。
資料2の赤丸の1に左に建物があるやんか。これは何。これはその北側の息子さんの土地。

事 務 局 資料写真の5-2の、1955-1の右下上になります。①の大体。この下ですね、市ですね、旧の谷相小学校のプールと関係しちゃうものですので、直接■■■■さんには関係ありませんので、■■■■さんの方は1955-1のひとつ上段の右手の方になります。

議 長 その息子さんの土地というのは北側にあつてよね、それからまだ上の方に何か植林しちゃうみたいな、なんかボツボツこう見えゆうけれども、それが榎の木、この航空写真。

事 務 局 そうです。榎の木です。

議 長 ほんなら■■■■さんがここへ榎の木を植えちよつてよね、それをまあ、若干増やしていくというつもりで、今度土地を買ってここへ榎を植えるということ

了解していいかね。理解して。右の写真ではその権が見えんき、ほら、ほんでちよっと聞いたがですけど。

事務局 現地へですね、香北支所の森本さんが行ってくれてますので確認、周辺に権が植わっちゃうということで支障がありませんので、よろしくお願いします。

議長 了解です。ちょっと問題があることがありましたので、心配をして聞いたがですので以上です。皆さん方から何か他にご質問はありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議長 格段無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議長 格段質問もありませんので、採決に入りたいと思います。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。
1番、申請地は土佐山田町楠目字門前2810番1、地目は畑、面積は390㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「被相続人の従兄によると同人が物心ついた頃には当該地に建物が建っていたとのことであり、年月日不詳であるが、宅地として利用し、現在に至る。」調査員は堤委員で資料は6です。
2番、申請地は物部町柳瀬字ニシノナロ2034番、地目は畑、面積は185㎡、外5筆、計6筆で合計面積1,083㎡、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「本申請地は昭和40年に前所有者■■■■が相続した時から、農地として利用しておらず、そのまま山林化して現在に至っています。」調査員は岡本委員で資料は7です。以上です

議長 はい、ありがとうございます。補足説明を堤委員からお願いしたいと思えます。

委員（5番） はい。資料6-1をご覧ください。場所はですね、かがみの育成園から北へゴルフ場の上り口までの間に予岳寺という看板があって予岳寺へ入って行く道がこの写真の左下の角っこからが予岳寺の看板から入ってきた道です。それで予岳の家が密集しはじめたところがこの現地、三軒目位になりますが、周りは住宅ばかりで前の道が3m位あります。それでその東というか向こうになりますが、道路が裏の家へ入る、進入路になっております。それで後ろも家の庭ということで周りがずっとう家に囲まれておりますので、問題は無いと思います。以上です。

議長 はい、すいません、岡本委員さん、補足説明をお願いします。

委員（10番） 7-1をお願いします。現地は県道久保大宮線を大栃から3キロ位西熊の方に行ったところにある立花という集落から物部川の支流、上韭生川へかかって

おります。上葦生橋を渡りましたら平井という集落がありますが、すぐその近くです。上の地図に入っておりますが、2034番地から2067番地までの6筆を図示しております。下の航空写真に図示したものです。先程説明がありましたように申請者であります[]さんのお父さんが、[]さんと言いますが、その方が相続した昭和40年時点で山林化して現在にいたっておることですので、計算上は57年位になるわけです。実際、耕作辞めてすぐ植林化したところははっきりわかりませんが、現地で見ると樹齢が45年前後じゃないろうかと思われました。ですが、一応非農地証明の基準15年をクリアしております。また現地を見る限り周囲も同じ頃に植林化されておりますので問題無いと思います。

議 長 はい、以上有難うございました。それでは補足説明も終わりましたので、議案第2号につきまして質疑を行いたいと思っておりますので、皆さん方からご質問があれば受けたいと思っておりますが、何かありませんかね。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですので、採決に入っていきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

議 長 はい、それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第3号、下限面積設定についての説明をお願いします。

事務局 議案第3号 下限面積の設定について説明いたします。
今回の下限面積の設定については、下限面積を新たに指定して行うものについて、議案としてあげさせていただいております。
ご審議をいただき、承認を得られましたら、議案書(案)のとおり、下限面積の告示を行う予定としております。
それでは、議案書5ページをご覧ください。変更前と変更後で記載をしております。
はじめに、農地法施行規則第17条第1項については、これまでどおり、香北町及び物部町が30a、土佐山田町が40aと変更はありません。
次に、農地法施行規則第17条第2項について説明します。
変更前の適用する区域である土佐山田町大平の1筆については、空き家に付属する農地です。
次に、変更後について、農地法施行規則第17条第2項は、香北町吉野字中ノ町461番2外2筆を新規指定するものです。これも空き家に付属する農地です。
それでは、別添の資料の8-1に沿って説明をいたします。
別添の写真資料8-2、8-3及び8-4も併せてご覧ください。
農地の所有者は、審査確認書記載のとおりです。申請の所在地は、香北町吉野字中ノ町461番2外2筆、合計面積400㎡、遊休地区分は、現に耕作の目的に供されておらず、耕作の目的に供されないと見込まれる農地であるため1号遊休農地と判断しております。
中山間直接支払制度、多面的機能支払制度の利用はありません。

所見としては、所有者は、高知市に在住しています。遠方に住んでいるため農地の管理が難しくなり、遊休化が確実と見られます。

申請地は、家屋の周辺にあり、栽培及び管理が容易であり、周囲には影響を及ぼさないと考えられますので、設定基準に該当するものと判断しております。

以上です。

議 長 以上説明が終わりましたが、議案第 3 号下限面積設定について皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 この件につきましては今まで何件かこう取り扱いをしてまいりましたので、皆さん方も十分にこう理解をいただいちゃうというふうに思いますが、格段無いようですので、採決に入って行きたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

議案第 3 号、下限面積設定につきまして先程説明がありましたように、賛成の方の挙手をお願いをしたいと思います。。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第 4 号農地法第 18 条第 6 項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について説明致します。
1 番、申請地は土佐山田町字浜道ノ西 9 5 1 番 2、登記簿地目は雑種地、現況地目は田、農振区分は農用地、面積は 2,839 m²の内 2,000 m²、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和 4 年 5 月 1 5 日、引渡日は令和 4 年 5 月 3 1 日、解約理由は高齢化のためです。以上です。

議 長 議案第 4 号の農地法第 18 条第 6 項の解約通知報告ですが、説明がありました。皆さん方よりご質問を受けたいと思っておりますが、何かありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。

続きまして議案第 5 号農地法第 4 条の規定による届出の報告ですが、説明をお願いします。

事 務 局 報告第 5 号 農地法第 4 条届出報告について説明します。
1 番、申請地は土佐山田町百石町 1 丁目 2 0 7 番 3、地目は畑、面積は 2 3 1 m²、申請者は議案書のとおり、転用目的は駐車場、資料は 9 で、調査員は事務局川村です。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。議案第 5 号の件につきまして皆さん方からご質問を受けたいと思っておりますが、何かありませんかね。

ここはもう皆さん方がご承知の通り、すでに駐車場として薬局の駐車場で使われているところですのでここも市街化区域内の場所ですので問題は無いというふうに思いますが、何かご質問があれば受けたいと思っております。

—— 質 疑 な し ——

議長 格段無いようですので、議案第5号の農地法第4条の規定による届出の報告につきましては報告のみとさせていただきますと思います。
続きまして議案第6号農地法第5条の規定による届出の報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第6号 農地法第5条の届出報告について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町植字ニシマエヤマ943番1、地目は畑、面積は251㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は宅地及び資材置場、資料は10で調査員は事務局川村です。
2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町宮前町145番、地目は登記簿地目は雑種地、現況地目は田、面積は780㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は露天駐車場（職員用）、資料は11で調査員は事務局川村です。
3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字岡ノ神母818番3、地目は畑、面積は177㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造2階建て住宅1棟、資料は12で調査員は事務局川村です。
以上です。

議長 議案第6号の農地法第5条の規定による届出報告についてですが、説明がありました。皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。はい、どうぞ。

委員（8番） この申請番号2番のところですけど、前もこれ1回出て、取り下げ何かなってましたわね。ここ駐車場にするってなってますけど、進入路がないわけですね。北側の赤道と水路があって南側も線路ですので、あそこへ入る道が無かったと思いますけど。それで1回取り下げになっちゃったと思いますけど。入る道を何か考えちゅうろうか。

議長 事務局、わかる。

事務局 はい、事務局から補足説明させていただきます。これ昨年度出てましたけど、線路との境界の関係で、JRとの境界の関係ではっきりしなくて、売買したら、すぐに税がかかってくるということで売の方側から1回取り下げたんですね、それから境をはっきりしたということで、また上がってきた案件で、これ進入路はですね、地図の11-1の南北の道沿いに■■■■さんという申請地の西側に家がありますけども、空き地になってまして、ちょっと崩れてるようなところなのでこの家かその南の家かを壊して進入路にするということは聞いてます。全然、その前には南の方には駐車場になってますので、ブロックもあるので写真の通り入ることができないので、145の北の西側の道沿いからですね、空き家を壊すなりして侵入するようになると思います。以上です。

委員（8番） はい、了解です。

議長 説明も終わりましたが、他に何かご質問はありませんかね。
この土地についても3筆についてもですね、すべて市街化区域内ということで将来的に家を建てたり、駐車場になったりということになるとは思いますけれども、格段問題は無いというふうに判断はしますが、何かご質問はありませんか。

----- 質 疑 な し -----

格段無ければですね、採決に入って行きたいと思いますが、議案第6号農地法第5条の規定による届出の報告につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いをします。

事務局

議案第7号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

1番、新規設定で、土佐山田町の農地2筆、合計4,180㎡を[]さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は10年です。

2番も新規設定で、土佐山田町の農地、2,000㎡を1番と同じ[]さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は10年です。

3番は再設定で、土佐山田町山田の農地、3,735㎡を[]さんが借り受け、小ネギを栽培します。貸借権で期間は7年です。

4番も再設定で、土佐山田町京田の農地3筆、合計8,768㎡を[]さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は10年です。

5番も再設定で、土佐山田町京田の農地、1,715㎡を4番と同じ[]さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は10年です。

6番は新規設定で、土佐山田町植の農地3筆、合計5,212㎡を[]さんが借り受け、野菜、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は4年です。

7番も新規設定で、土佐山田町の農地2筆、合計2,280㎡を[]さんが借り受け、野菜を栽培します。貸借権で期間は5年です。

8番も新規設定で、土佐山田町佐野の農地、3,648㎡を[]さんが借り受け、野菜を栽培します。貸借権で期間は3年5ヶ月です。

9番は再設定で、香北町永野の農地11筆、合計7,675㎡を[]さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

10番も再設定で、香北町永野の農地、457㎡を9番と同じ[]さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は5年です。

11番も再設定で、香北町永野の農地2筆、合計1,113㎡を9番10番と同じ[]さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は10年です。

12番も再設定で、香北町永野の農地10筆、合計5,755㎡を9番10番11番と同じ[]さんが借り受け、水稲、ネギを栽培します。貸借権で期間は5年です。以上です。

議長

以上説明がありました。[]の[]さんがご出席いただいておりますので、退席をしてですね、9、10、11、12を先に審議をしたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

——委員退席——

議長

先程言いましたように申請番号9番、10番、11、12番に対しまして皆さん方からご質問を受けたいと思っておりますが、何かご質問はありませんかね。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、この9番、10番11、12番につきまして説明がありましたように賛成の方の挙手をお願いを致します。

———全員挙手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

———委員入席———

議 長 ■■■さんご報告を致します。全員賛成の賛同をいただきましたのでよろしくお願いをしたいと思います。

引き続きましてすべての件につきまして皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、議案第7号香美市農用地利用集積計画についてのご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

はい、岡田君。

委員 (17番) 申請番号7番のことですけど、今までやっていて、これからやるんですかね。作付面積が無いみたいなんです。

議 長 借受け人ですよ。

委員 (17番) 借受け人の方です。

議 長 今まで全然前例が無いがですよ、作った。それでこれから新たに始めるということですね、この問題についてはもう政府の方で閣議決定をされております、下限面積撤廃いう問題が出てきます。その時にこういう問題が出てですね、下限面積、少しの農地を買おうと、そしてそれで農業するというふうなことになってくる時代が来ると思います。そうした時にこの人が農業をするために農家としては年間150日以上労働日積とかそういうものが必要だったり、それに対する農機具等もついてですね、やはりある程度の者は持ちやらんと、鍬でやるわけにはいかんと思います。そんなことをこれからさ先、どういうふうに農地を買う人が全然初めての人が農地を買う場合に機械もなんちゃあ持ちやらあせん、まだそれが果たして勤めゆうということになってくるんですね、そこんところも問題があるわけですので、これを香美市だけで耕運機どういたち1台は持ちやらあいかんとかいうふうなことを決めても他はなんちゃああのもかまんというふうな市町村が出た場合にどんな取り扱いをするのかなあというふうな思いをします。これはやっぱり県の農業会議等で検討せなあいかんと思いますけど、そういう問題もありますのでいい質問をいただいたなあというふうに思っています。ただね、年間農業従事日数240日そして耕運機レンタル1台、軽自動車1台というふうなことは載っておりますが、農作業についてはですね、男2人、女2人、世帯構成員ですので家族やと思えますが、農業専従者が男1人でですね、そして従として農業に従事するというふうなこと家族の人がひとりずつ農業を手助けしてやるというふうなことで申請が出てきております。こういうことで、農業をしたいという気持ちがある人はですね、やっぱり、農業をしていく上に今の耕作放棄地を増やさんためにですね、こうした人が出てきて実際にやっていただけることについては有難いわけですが、まあ、あのをやってみて、あまりおもしろくない、芳しくなかつたき、すぐに辞められる、耕作しておった農地は放棄地になるっていう姿にらんように進めていきたいというふうなことでありますので、作られるのはね、トマト、人参、ネギ、さつまいも、キュウリ、秋のジャガイモ、収穫見込み数は6千キロ、金額で200万円というふうな予定が書いてきております。そう

ということですのでこんな問題が段々出てきやあせんろうかと思ひゆう。

委員（8番） それでよね、仕事のほら、農業をやりだしたら、新規就農者でよ、年150万、補助というかそれが出るやつがあるけど、2反ばあやってよね、240日か出て、200万取る言うてやっちゅうけど、市としてはよね、補助の年間150万、3年やったかね、そういう審査はよ、もし取れる取れんもあるけどよ、150万目当てで新規耕作するような何があっても困るしよ。

議 長 課長に説明してもらいます。

事務局 新規就農でおっしゃるその150万の補助を貰うには認定新規就農者になる必要がありますので、名前がちょっとあれですけど、経営計画とか認められんとですね、そもそもその受ける資格が無いということになりますので、その方からは相談もないし、当然申請も無いのでお渡しするようにはなっていないんですけど、その補助金自体には一定ハードルはありますので、それをクリアせんと補助出せんということ、そんな仕組みです。

議 長 この問題についてはですね、いろいろと議論もあろうと思ひます。ただ私たちも自分がどういうふうな形で貰ひゆう人がどんな人がおつて、そういうこともですね、知る必要性はありやあせんろうかというふうに。他の市町村ではですね、農業委員会の会長がその審議をする委員になって、会議の中で審査をするというふうなところもあると聞いております。私は全然そういう話は聞いておりません。今のところ。それから今親元就農であつてもですね、補助金も貰えるっていうその対象者が申請をすれば、あるわけですけど。そのところもハードルがなかなか高いように思ひますし、今はそれから120万に減額になつちやあせんかね、年額。150万やったがが。なんか、まあちょっとそここのところもね、変わつてきておりますが。こういう制度については、やっぱりこれから農業を始めたい、ただあまり資金力も無い、そういう人についてはですね、非常に有効な、そういう手当になろうと思ひますので、実際に真面目にやりたい人についてはですね、申請をしてですね、貰ひいただいて、非常にいい制度だと思ひますので、ただ途中で辞めたと言うたら返還をせなあいかんとかそういうペナルティは確かにあると聞いております。

岡田君どう。

委員（17番） ちょっと数年前に聞いたんですけど、知り合いが、農地があつて、親の農地、何反かな、何反もないが、そこへ家を建てたいけど、自分は勤め人やきつて不動産屋と相談したら、不動産屋が土地を借りて、こんな感じで借りて下限面積を満たしてやりゆうふうにしちよつたら、農地に家が建つてという話を聞いたって言いよつたき、全然経験が無いみたいなき、大丈夫かなと思つて聞いただけです。

議 長 ただあの、その家が建つたのはですね、農家住宅ということで建てれるという制度はあると思ひます。実際に農業をしてですね、年間、実績が要ります。確か、20万円以上の農業所得が、所得を上げちよかなあいかんとか、そういうことがあると聞いてますので、家がどうしても無い、建てたい人がですね、最後の手段で農家住宅で建てれるとか、分家もいかんとかいうふうなことになる時にそういう制度があると思ひますけれども、その制度をきちつと満たして使えばですね、家も建つというふうに思ひますが。ただあのう、やっぱりそこがね、我々も十分注意をしちよらなあいかんというふうには思ひますけど、制度的にはそんな制度もあろうと思ひますし分家住宅で息子に家を建てたいとか、嫁に行つちゅう娘さんに家を建てちやりたいとかいう方法もあつてですね、ただ分家の場合は自分の家から何百m以内とかに建てなあいかんとか、そ

ういう制度もあると思いますので、またそんなときはですね、皆さん方が不思議に思うたときは、あっこへ家が建てれんに建ちゆうがとか、いうふうなことはですね、ご質問いただいて結構です。構いませんかね、これで。永森君。

推進委員
(1番)

貸し借りのことですね、新規就農者ではないと思うんですけど、町の人が家庭菜園の大きい判で、農地を借りて作ってみたいということで、うちの近所で1人、そこそこ広いところを借りて作りゆうですけど、草ぼうぼうですね、鍬で耕して、野菜らしきものを作りゆうと、作りゆうまでいかんと思いますが。やってみたいばあのごとで貸し借りをしたらですね、ネギの間で草ぼうぼうじゃったら大変なことになりますので、1回その人とも話したことがあります。審査という、貸し借りを受けるときにですね、事務局の方でちゃんとする人かどうか、その話した人は無農薬で野菜を作りたいとか、こういう言い方をしゆうわけですわ。それなら、なおのこと周りにネギばかりですので困りますんで、どんなような人が、借りるのかを事務局の方でまず、第一審査としてしてもらいたいと思いますが、どうでしょう。

議 長

あのう言うこと十分わかります。ただあのう、なかなかね、人を審査するのは難しいです。最初はきつといい話でですね、自分がこうやってこうやってやったら出来ると、草もはやさん、管理もしますとは言ってくれます。いざ初めてみるとなかなかそうはいかんという本人も思いあろうと思いますが、私の家の近くででもですね、土地の持ち主の人は何にもしてません。そこで借り手ですね、作ってますが、今もう1m位の草になってます。中にキャベツがボツボツあります。あのキャベツどうするかなあと思って今日も見ました。ただあのういい時にはですね、今のこの季節長雨じぶん、もう草がいっぱいありますきね、なかなか手が回んばあ、1人でそれもしてますので、無理やとは思いません。ただやりたいという気持ちはよくわかります。もう必死になってやりゆう。真っ黒になってね。トラクターに乗ってやるけどよ、昨日でも夏でも半袖着いてよね、えらいと思うんですけど、やっぱり、やりたい気持ちはあつて農業をしたいという気持ちはあると思うんですけど、なかなかそこに専業で今までずっと農業をしてきた人から見ると、あれでお金になるろうかねというふうな心配もあるわけですけど、そのところはですね、なかなか言いにくいところもあるがですよ。それでおんしゃあ、儲けれるかや、銭になるかやじゃゆうて言えませんが、そのところはですね、遠い目で見て草ももうちっと秋になったらあんまり太らんようになるき、また草も無くなるかなあというふうな思いでですね、見てますけど、そういうことで、ただし、その人がちゃんと委員会を通じてですね、その土地を貸し借りの契約もしてますし、そのところにはあまり問題は無いかなあというふうな思いもしますが、これから先、益々こういう問題がですね、増えてきやあせんろうかというふうに思います。近所の皆さん方もですね、そういう土地があった時にはやっぱり農業委員会なり、何なり、あまり耕作放棄になるような前兆が見えた場合には、ちよつと連絡をしていただきたいとそれだけです
他に何かありませんか。

——質疑なし——

議 長

格段無ければですね、香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

————全員挙手————

議 長

はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして議案第8号、香美市農業御委員会農地転用届事務処理規

則の改正についての説明をお願いします。

事務局

議案第8号、説明致します。

議案の16ページをお開き下さい。香美市農業委員会農地転用届事務処理規則（平成18年香美市農業委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月7日提出

香美市農業委員会 会長 原 心一

第1条中「第4条第1項第7号」を「第4条第1項第8号」に、「第5条第1項第6号」を「第5条第1項第7号」に改める。

附 則

この告示は、令和4年7月8日から施行するというので、皆さんに規則の書いた資料をお配りしてありますが、その資料を見て下さい。

「香美市農業委員会農地転用届事務処理規則」というものをA4の横書きでお配りしてあります。それにあの2枚目、これが現行の規則ですが、今回変更箇所につきましては、資料の4枚目にある新旧対照表のとおりです。変わってるところは赤で書いてありますが、表の右が現行、左が改正後（案）です。規則の上位法である農地法の第4条と第5条の条文が、既に増えており、農地法の規則の整合性が図れてなかったことに気づきまして変更するものです。

資料の2枚目は農地法第4条、資料の3枚目は農地法第5条が記載されている現行の資料です。

なお、農地転用届につきましては、市街化区域について農地転用届出に係る届出の提出があったときは、事務局長の専決処理で行い受理通知書を交付しています。大体、定例会は報告でしてありますが、1週間から10日位で受理通知書を市街化の転用のものについては処理をして受理通知書をお渡してあります。特にいままで支障はなく、いままでどおりの事務処理を行うことについて変更はありませんので、議会と同じように諮問機関がありますので、規則については議会の方で諮りますけど、規則についてはこの農業委員会で諮ることをお願いしたいと思います。以上です。

議長

私も初めてのことで、中身的にはですね、詳しくはよくわかりませんが、事務処理上に問題が無いようであればですね、そういう方法でいくべきであろうというふうに思います。今日この報告の、別の資料を見させていただいてもですね、2枚目の農地法、左上の農地法という条文がずっとこう出ておりますけども、これをなかなか理解するのは大変やというふうに思います。事務局の方でこの農地法に沿ってですね、事務処理をしていただいておりますので私たちは、問題は無いように思いますのでご理解をいただきたいとします。そういうことでですね、議案第8号につきましてはですね、皆さん方からご承認を受けなさいきませんので、質問があれば質問を受け、その後採決に入りたいと思いますので、ご質問を先に受けたいと思いますが、何かありませんかね。

——質 疑 な し ——

議長

格段今日すぐにこれを中身のこの文をですね、おかしいき、直してくれじゃ言ってもなかなかそれは無理な話だと思います。このことについては事務局の方に十分に注意をしてですね、取り扱いをしていただくというふうなことでお願いをし、議案第8号香美市農業委員会農地転用届事務処理規則の改正について賛成の方の挙手をお願いをしたいと思います。

——全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成ですので事務局の方はよろしくお願いを致します。
それでは続きまして議案第9号、その他の件につきまして事務局の方から何かありませんか。

事 務 局 すいません、その他の件で、皆さんにお渡ししてます、ちょっと遅れましたけど身分証明書を作りましたけど。期限は令和7年の3月31日までということで、期限が切れたらもうそれは使えないということですけど。手帳と別に身分証明書を、何か現場に行かれたときに、身分を問われたときにそれを提示していただいたらと思います。写真写りの方はどうでしょうか。要望があった方については2枚撮りましたけど、いい方を選んで、ひょっと修正とかですね、ちょっと間違い生年月日とかですね、お名前とかちょっと間違ってるところがあつたら、すいません、申し出て下さい。すぐに修正するようにします。

議 長 皆さん方、全員いってますかね。これ身分証明書になると思いますので、ひょっと免許持ちじゃあせんじゃあいう人おらんと思いますけど、免許が無かったら、この身分証明書で顔写真付きですので、是非ともこれを有効利用して下さい。なお、例えば牧野植物園何かの県立のそういうお金のいるところへ行つて、65歳以上の人についてはですね、無料で入れるところがありますが、この身分証明書で十分通用すると、私らあ、もう行つたらね、最初から通用しちゃう。高齢者で、そういうことですのでよろしくお願いを致します。
それでは以上ですので、あと少し休憩を取つてですね、農地利用の最適化推進委員意見交換会を開催をしたいと思いますのでよろしくおねがいを致します。

閉会 (14時24分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心一 (原)

署 名 人 石村純吉 (石)

署 名 人 三谷富重 (三)